

保育カウンセラー資格更新について

保育カウンセラー資格認定制度がスタートして今年で9年目になります。

この資格の有効期限は5年間で、更新にはいくつかの要件を満たす必要があります。保育カウンセラーへの周囲の期待が高まる中、保育カウンセラー自身の更なる自己研鑽が必要となるでしょう。資格取得者を対象とした講座も組んでいます。資格をお持ちの方は是非、更新手続きをお勧めします。

更新方法について（2ページ目の「更新手続きの流れ」参照）

資格を更新するためには、認定期間内に所定の研修会に参加し、更新単位を3単位取得する必要があります。更新要件を満たしている方には、有効期限1ヶ月前までに更新のご案内文書を送付します。転居等で住所が変わった方は、下記事務局までご連絡ください。

更新手続きの完了後、年度末までに更新認定証書を送付いたします。新しい有効期限は、5年間となります。

更新料 3,000 円

※更新に際して、レポート提出は不要です。

資格停止期間と資格失効猶予期間について

認定期間内に資格更新の手続きが行われなかった場合は資格失効となりますが、所定の期間、以下の猶予が適用されます。

①資格停止期間【認定期間内の単位取得が1、2単位の方】

自動的に最長1年間の資格停止期間に移行します。この間に認定期間(5年間)に取得した単位の繰り越し分と合わせて、計3単位を取得することで更新が可能となります。更新に必要な単位を取得後、更新のご案内文書を送付します。更新手続きの完了後、約2ヶ月以内に認定証書を送付します。

1年間の停止期間内に手続きを完了しない場合は、5年間の資格失効猶予期間に移行し、これまで取得した単位は失われます。

更新料 3,000 円

※更新に際して、レポート提出は不要です。

※新たな有効期限は、更新要件を満たした日付から5年後の年度末となります。

②資格失効猶予期間【認定期間内の単位取得が0単位の方】

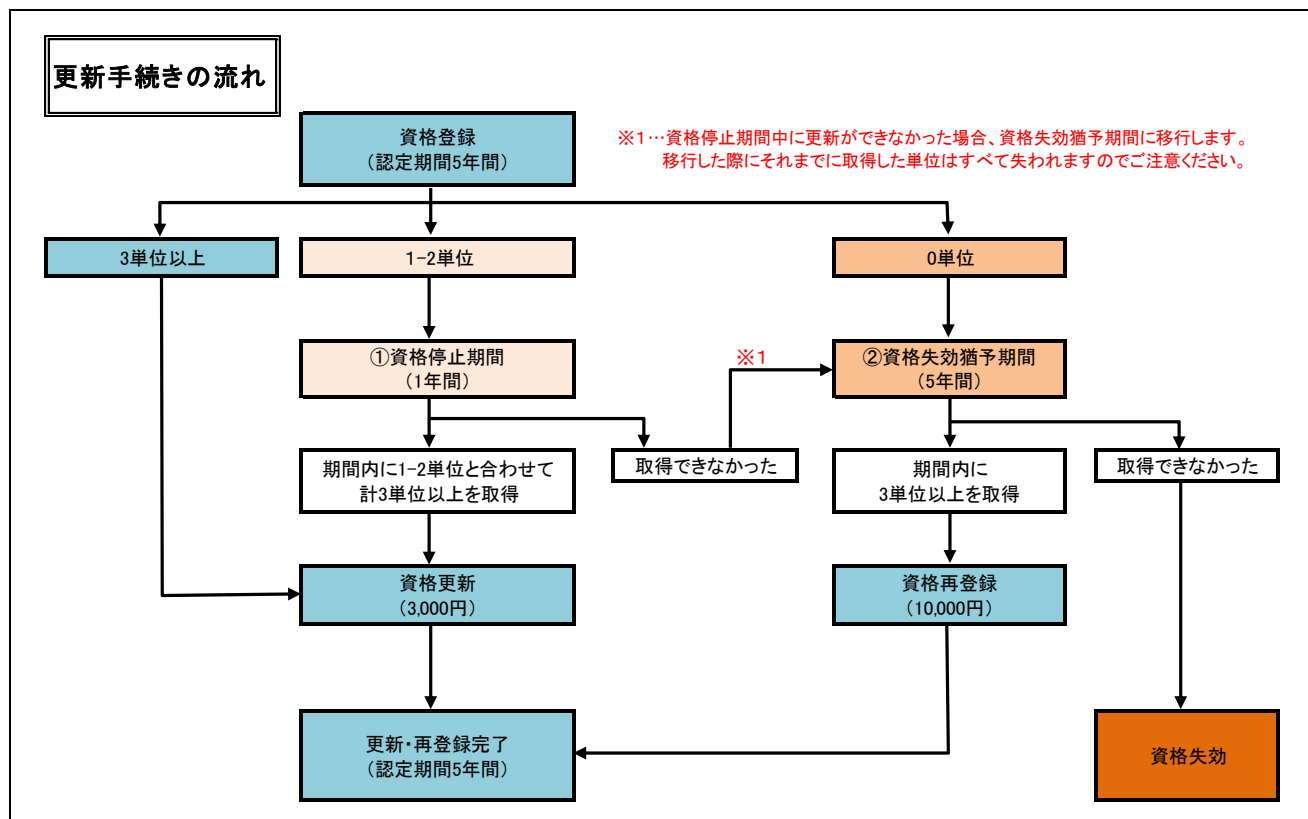
自動的に最長5年間の資格失効猶予期間に移行します。この間に3単位を取得することで資格再登録が可能となります。再登録に必要な単位を取得後、再登録のご案内文書を送付します。再登録手続きの完了後、約2ヶ月以内に認定証書を送付します。

5年間の資格失効猶予期間内に手続きを完了しない場合は、資格が完全に失効します。

再登録料 10,000 円

※再登録に際して、レポート提出は不要です。

※新たな有効期限は、再登録要件を満たした日付から 5 年後の年度末となります。



Q&A

Q. 認定期間の 5 年間以内に 2 単位を取得している場合はどうなりますか？

A. 認定期間の 5 年を過ぎると 1 年間の資格停止期間に移行します。取得した 2 単位を資格停止期間中は繰り越すことができますので、その間に残りの 1 単位を取得してください。3 単位取得後、事務局から更新案内を送付します。

※資格停止期間を過ぎた場合は、5 年間の資格失効猶予期間に移行し、これまで取得した単位は失われます。

Q. 認定期間内に 7 単位取得したが、4 単位を次の認定期間に繰り越すことができますか？

A. 認定期間内に 3 単位を超えた単位は、次回更新に繰り越すできません。次の認定期間に新たに 3 単位を取得していただく必要があります。

☆ご質問のある方は、下記事務局までお気軽にお問合せください。

【問い合わせ先】

(公社) 全国私立保育園連盟 事務局

〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-11-10

TEL : 03-3865-3880 / FAX : 03-3865-3879

E-mail : cmochizuki@zenshihoren.or.jp